

当法人では職員の資質向上及び処遇改善のため、福祉・介護職員等処遇改善加算並びに福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得していますので、その内容と取り組みについて公表します。

1. 処遇改善取得内容

福祉・介護職員等処遇改善加算 I

福祉・介護職員等特定処遇改善加算 I

2. キャリアパス要件

- ①職員の職位・職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。
- ②職位・職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。
- ③就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての福祉・介護職員に周知している。
- ④福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。
- ⑤資格取得時に一時金を支給し、給与にて資格手当を支給している。
- ⑥福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けている。

3. 職場環境等要件

①資質の向上

- ・働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）

②労働環境・処遇の改善

- ・新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等の導入
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

③その他

- ・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
- ・非正規職員から正規職員への転換
- ・職員の増員による業務負担の軽減